

インタビュー

成年後見制度とは、認知症や知的障がいなどの理由で、判断能力が十分ではない方が、財産管理や日常生活での契約や手続きをするときに不利益にならないように、法律的に支援するものです。

成年後見制度に関する相談や利用のお手伝いを行う松阪市成年後見センターの活動についてお話を伺いました。

成年後見センターの役割

どんな支援をしていますか？

る前に、困りごとなどを整理するためには松阪市版エンディング

ノート「もめんノート」を活用していただきことをおすすめして

います。ぜひ元気なうちから将来について家族や親族と話し合っていただきたいです。

です。

センターを地域の方が気軽に

相談できる場所にしていきたい

ので、お気軽に相談ください。

保健・福祉の専門職や行政と、情報共有や協議の機会を持つています。地域連携の仕組みを

つくることで、困っている方を適切な支援につなげ、困りごとの早期解決を目指していきたい

成年後見制度についての説明や相談、申請書類への記入方法のアドバイス、後見人への支援、市民向けの研修会などを行っています。困りごとを抱えている方もあるが、将来に備えて制度のことを聞きたいという方も相談に来られます。

相談の際、まずはご本人や親族の状況や困りごとをお聞きし、課題になっていることを整理して、成年後見制度以外の解決方法をご案内する場合もあります。

成年後見制度の利用を考え

成年後見制度は「裁判所への申立て」や「後見人」など聞き慣れない言葉が多いため、研修会を開催するなど、啓発を通して制度の敷居を低くしたいと考えています。

また、裁判所を交えた法律や

今後の目標は？

成年後見制度に関する相談・問合わせ

松阪市成年後見センター
殿町1563番地(松阪市福祉会館2階)
☎31-3001

【問】 高齢者支援課 ☎53-4099 Fax26-4035

